

八重瀬町における集中改革プランの主要な取組状況

【集中改革プラン及び18年指針の取組状況の公表】

ホームページ：<http://www.town.yaese.okinawa.jp/yaese/index.php?oid=491&dtype=1000&pid=75>

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
定員管理の数値目標	<p>H17.4.1～H22.4.1における総職員数純減目標 削減数：23人 削減率：9.3%</p> <p>職員採用 職員構成バランスも考慮に入れながら退職者の33%以下を採用</p> <p>勧奨退職の促進 職員の新陳代謝を促進し、職員構成の改善と人件費抑制を図るため、職員の勧奨退職を積極的に推進</p>	<p>H17.4.1～H19.4.1における純減実績 削減数：H17年度 5名 H18年度 10名 合計 15名 進捗率：集中改革プラン・定員適正化計画 65.2%</p> <p>職員採用の実績 採用数：H18年度 0名 合計 0名</p> <p>勧奨退職の実績 勧奨退職者：H17年度 3名 H18年度 5名 合計 8名</p>	<p>集中改革プランに則り、H22.4.1までには合計で23人削減していく方針 集中改革プラン、定員適正化計画により引き続き退職者の33%以下採用計画を堅持 引き続き、現業職・保育士については退職不補充の方針を堅持 定員管理の見直しについては、現況の変化に応じた見直しを行いながら数値目標の達成に取り組む 勧奨退職の促進については、引き続き積極的に推進</p>
給与の適正化	<p>勤労手当導入 期末手当を期末・勤労手当に分割支給（H19年度） 通勤手当の見直し 国に準拠（H19年度） 住居手当の見直し 国に準拠（H19年度） 時間外勤務手当の見直し 総額10%削減 健康管理と経費節減のため午後10時以降の時間外勤務の原則禁止（H19年度） 管理職手当の削減 課長8% 5% 参事5% 2.5%（H19年度） 特殊勤務手当の見直し 14手当のうち13手当を廃止</p>	<p>通勤手当について、H17年度（合併時18.1.1）国に準拠 H17年度効果額958千円 H18年度効果額3,308千円</p> <p>管理職手当について、H17年度（合併時18.1.1）削減 課長6% 参事3% H17年度効果額2,501千円 H18年度効果額3,844千円</p> <p>特殊勤務手当について、H17年度2手当を廃止（家畜診療技術手当・土木技術手当を廃止） H17年度効果額186千円 H18年度効果額744千円</p>	<p>勤労手当については、H19年度より導入実施 通勤手当については、H19年度より支給限度額を見直し住居手当については、H19年度より支給要件、支給額を国に準拠（新築5年経過後支給0） 管理職手当については、計画通りH19年度更に削減 課長5% 参事2.5% 時間外勤務手当の削減については、H19年度予算編成方針に明記し減額計上 特殊勤務手当については、H19年度に税務手当外10手当を廃止</p>
民間委託等の推進	<p>東風平社会福祉会館外13施設に指定管理者導入（H18年度） 北保育所と安里保育所を民営化（H20年度）</p> <p>みなみ保育所の民営化、あずま保育所の統廃合を検討 夜間警備の完全民間委託（H19年度）</p> <p>町営住宅家賃徴収業務について民間委託を検討</p>	<p>東風平社会福祉会館外13施設について、H18年度指定管理者制度を導入</p>	<p>東風平西部地区地域農業活動拠点施設にH19年度指定管理者制度を導入、その他各種公共施設については、指定管理者制度導入も含めて管理のあり方を検討 北保育所、安里保育所をH20年4月から法人化 みなみ保育所、あずま保育所については、統廃合を含め法人化検討 公共施設の夜間警備について、H19年度より完全民間委託町営住宅家賃徴収業務については、県住宅公社へ指定管理者制度導入も含め検討</p>

八重瀬町における集中改革プランの主要な取組状況

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
事務事業等の再編・整理等	<p>町税前納報奨金の廃止（H17年度）</p> <p>高齢者祝い金等支給の見直し（H18年度）</p> <p>東風平し尿処理施設を休止し一部事務組合へ加入（H19年度）</p> <p>公用車の減車と集中管理（H19年度）</p> <p>二つの歴史民俗資料館を統合（H20年度）</p> <p>行政評価制度（行政評価システム）の導入（H20年度）</p> <p>中央公民館長設置の廃止（H18年度）</p>	<p>町税前納報奨金をH17年度より廃止 効果額：H17年度 8,352千円 H18年度 8,352千円</p> <p>高齢者祝い金支給については、H18年度見直し H18年度効果額 3,880千円</p> <p>身体・知的障害者激励金については、H18年度廃止 H18年度効果額 3,172千円</p> <p>中央公民館長については、H18年度より廃止 H18年度効果額 960千円</p>	<p>老朽化した東風平し尿処理施設を休止し、一部事務組合へ加入する調整をH19年度に実施、H20年4月から加入する方針</p> <p>公用車の減車と一括管理について、H19年度検討しH20年度から実施していく方針</p> <p>東風平歴史民俗資料館については、H20年度に具志頭資料館へ統合する方針</p> <p>行政評価システムの導入について、H21年度導入に向けてH19～H20年度に検討する</p> <p>公共事業評価監視委員会の設置により、公共事業評価見直しをH19年度から実施</p> <p>各種大会、児童生徒派遣補助金等の交付要綱を策定し、H20年度から基準を明確化する方針</p>
公営企業・第3セクター等	<p>下水道事業特別会計（農漁業集落排水事業特別会計）への繰出金の削減 経営健全化計画を策定及び推進することにより一般会計からの繰出金を削減（H17年度～H21年度）</p>	<p>下水道事業については、供用開始されるH22年度に向け経営健全化計画の策定を検討中</p>	<p>下水道事業については、農業集落排水・漁業集落排水事業とも現在建設中で、建設に係る町負担分を一般会計から繰出金として支出しています。</p> <p>両事業とも、供用開始されるH22年度からは円滑な自主運営ができるよう適正な使用料の設定等、経営健全化計画を策定し、一般会計からの繰出金を抑制していく方針</p>
その他の取組	<p>臨時職員の減員とパート化（H19年度）</p> <p>各種団体補助金について全団体5%減額（H19年度～H21年度）</p> <p>公共施設使用料の見直し（H18年度）</p> <p>未利用財産の売却（H19年度）</p> <p>職員人材育成基本方針の策定（H18年度）</p> <p>農業委員会委員定数のさらなる減数（H21年度）</p> <p>議会議員定数のさらなる減数の促進</p>	<p>各種団体補助金については、合併前旧町村で同じ目的を持つ各種団体は統合を図り、交付基準を見直し H18年度効果額 13,400千円</p> <p>公共施設（体育施設）使用料については、合併時（H18.1.1）に見直しを実施 H17年度効果額 148千円 H18年度効果額 5,040千円</p> <p>財産の貸付使用料（法定外公共物使用料）については、H17年度より徴収実施 H17年度効果額 3,777千円 H18年度効果額 3,825千円</p> <p>未利用財産の売り払いについて、申し出により売却 H17年度効果額 3,605千円 H18年度効果額 8,218千円</p>	<p>H19年度より事務補助員について、原則パート化の方針</p> <p>各種団体補助金について、H19年度より全団体5%削減していく方針</p> <p>未利用財産については、随時売却していく方針</p> <p>人材育成基本方針の策定については、H18年度策定予定であったが、H19年度中に策定する予定</p> <p>農業委員会委員定数のさらなる減数について、H21年度次期改選に向けて検討していく方針</p> <p>議会議員定数のさらなる減数の促進については、議会議員による特別委員会を開催し検討</p>

八重瀬町における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<p>地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しの速やかな実施する。</p> <p>給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>18.4.1に国の給与構造改革を踏まえ、給与構造改革を実施し、年功的な給与上昇の抑制。効果額 20,578千円。</p> <p>19.3月に18年度の定員・給与の状況を給与情報等公表システム等で公表。</p>	<p>勤務実績の給与への反映等を内容とする人事評価制度をH22.4.1までに導入する方針。</p> <p>H19年度中に技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し、公表する予定。</p> <p>今後も、継続して毎年3月に定員・給与の状況を給与情報等公表システムなどで公表していく。また、民間給与と比較しやすいように住民にわかりやすく公表していく方針。</p>
随意契約の見直し	<p>地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。</p>	<p>町においては第三セクターはなく、随意契約の実績はない。第三セクター以外との随意契約については、財務規則に則り実施。</p>	<p>地方自治法に則り、随意契約については原則禁止とし、随意契約を行う場合は理由を明示して公表を行うか検討。</p>
福利厚生事業の見直し	<p>点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。</p> <p>住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。</p>	<p>福利厚生事業について、点検見直しを行った結果、親睦旅行への助成、保養施設利用助成をH18.4.1に廃止。</p> <p>互助会等に対する補助等について、定額補助方式から事業清算方式に変更。</p>	<p>H19年度より町職員互助会への補助金廃止。</p> <p>事業内容等については、H19年度に「人事行政の運営等の状況の公表」の一環として実施状況等をホームページ及び広報等で公表を行う方針。</p> <p>沖縄県市町村互助会への負担金についても、事業内容の点検・見直しを行い、適正に事業を実施する。</p>

八重瀬町における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
市場化テストの推進	<p>地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。</p>	<p>地方公共団体の公共サービスについては、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っている。 18年度は、14箇所の公共施設に指定管理者制度を導入。</p>	<p>今後も、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っていく方針。 市場化テストについては、民間委託や指定管理者制度の導入における効果額などとの比較を行い、導入するかを含めて今後検討していく。</p>
公会計の整備	<p>貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。</p> <p>取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。</p>	<p>住民に公表できるよう貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備をH18年度から検討を開始。</p>	<p>H19年度より4表の整備に着手し、H21年度までに公表を行う方針。</p>
外部監査委員の外部登用	<p>当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とする。</p> <p>外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。</p>	<p>監査委員については、地方自治法に則り適正に選任しており、原則地方公共団体外部の人材を選任している。</p>	<p>外部監査制度の導入については、導入するかも含めて、今後検討していく。</p>